

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 労働法の基礎 (3) 労働基準法にみる基本理念

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

### 労働法の基礎 (3) 労働基準法にみる基本理念

(クリックするとPDFファイルが開きます)

#### 「労働基準法にみる基本理念」

##### 1. 強制的取組み → 労働条件の最低基準を定める。

働き方の基本的なルールとなる労基法、労働条件の最低基準ともなる労基法、そして、労働の価値判断のモノサシとしての役割を担う労基法。

このようないろんな意味合いをもち、強行法規としての性格を持つのが労基法です。

その労基法は、第一章「総則」において、労働憲章（マグナカルタ）とも言うべき内容を規定しています。

#### 労働憲章（7つのマグナカルタ）

##### 第一条「労働条件の原則」

- ①人たるに値する生活を営むための必要を充たすこと。
- ②労働条件の最低基準によって向上を図るよう努力すること。

人たるに値する生活の保障

##### 第二条「労働条件の決定」

- ①労使対等の立場で決定する。
- ②契約の遵守と誠実義務。

前近代的経営・労働関係の排除

最低労働条件の水準として国際的水準を確保する

##### 第三条「均等待遇」

- ①労働者を国籍・信条・社会的身分を理由として差別しないこと。

##### 第四条「男女同一賃金」

- ①女性労働者に対して、賃金について男性と差別的取り扱いをしないこと。

##### 第五条「強制労働の禁止」

- ①暴行・脅迫・監禁など心身の拘束による強制労働の禁止。

##### 第六条「中間搾取の排除」

- ①他人の就業に介入して利益を得てはならない。

##### 第七条「公民権行使の保障」

- ①労働時間中の公民権（選挙権、公民としての権利行使）を保障すること。

封建的な主従関係や徒弟見られる丁稚奉公を排除しとして対等な関係による労働の決定を宣言しています。さらに、差別的禁止、男賃金、公民権行使の保障が特に強制労働・中間搾取の除は、人身売買の温床とな絶やす重要な規定です。これにして、労働における労働間性の侵害を排除する理念しています。

そして、第二章以降でその政策を条文化し、最低めを行っていきます。

したがって、この最低の件を時代の進展に合わせ、きものへ高めていく運動があります。

現在進行中の労働契約法含む労働法の大改正はこな意味と価値を含んだものているでしょうか。

制度に  
、人間  
働条件  
女同一  
聖むれ、  
禁止排  
る芽を  
のよう  
者の人  
を形成  
の具体  
の歯止  
労働条  
より良  
必要と  
新設を  
のよう  
となっ

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

📍 サイトマップ   📍 このサイトについて   📍 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.